

## JILPT アーカイブ No.179

「新型コロナウイルス感染症の感染拡大下における休業等に関する実態調査」  
 (調査シリーズ No.226) の Read me

本アーカイブデータについて、注意が必要な箇所を以下に示しました。

1. 無回答は「99」で統一されています。また、非該当は「88」で統一されています。
2. 秘匿化のため、自由記述回答の内容は含まれていません。
3. 秘匿化のため、以下の表に示す変数はカテゴリ化されています。

| 調査項目   | 変数名  | カテゴリー数 | 各カテゴリの内容(ラベル)  |
|--|--|--------|--|
| 問 1a.主たる業種(SA)   | q1_a_re  | 16     | 「建設業」「製造業」「電気・ガス・熱供給・水道業」「情報通信業」「運輸業、郵便業」「卸売業、小売業」「金融業、保険業」「不動産、物品賃貸業」「学術研究、専門・技術サービス業」「宿泊業、飲食サービス業」「生活関連サービス業、娯楽業」「教育、学習支援業」「医療、福祉」「複合サービス事業（郵便局、農業組合など）」「サービス業（他に分類されないもの）」「その他」 |
| 問 1b.従業員規模(SA)   | q1_b_re  | 5      | 100 人未満、100~299 人、300~999 人、1000 人以上、無回答   |
| 問 7 付問 3.労基法第 26 条の休業手当の支払額の算定方法が規定されている具体的な割合<br><平均賃金の 60%以上の場合><br><1 日当たりの賃金額の 60%以上の場合><br>問 7 付問 4-1.非正規雇用労働者を対象とする休業手当の支払額の算定方法が規定されている具体的な割合<br><平均賃金の 60%以上の場合><br><1 日当たりの賃金額の 60%以上の場合> | q7_sq3_1_ca<br>q7_sq3_2_ca<br>q7_sq4_1_1_ca<br>q7_sq4_1_2_ca<br>q9_sq1_2_1_ca<br>q9_sq1_2_2_ca<br>q9_sq2_1_1_ca<br>q9_sq2_1_2_ca | 6      | 60~70%未満、70~80%未満、80~90%未満、90~100%、非該当、無回答   |

|   |  |  |  |
|---|--|--|--|
| <p>問9付問1-2.コロナ前の労基法第26条の休業手当の支払額の算定方法が規定されている具体的な割合<br/>&lt;平均賃金の60%以上の場合&gt;<br/>&lt;1日当たり賃金額の60%以上の場合&gt;</p> <p>問9付問2-1.コロナ前に非正規雇用労働者を対象とする休業手当の支払額の算定方法が規定されている具体的な割合<br/>&lt;平均賃金の60%以上の場合&gt;<br/>&lt;1日当たり賃金額の60%以上の場合&gt;</p> |  |  |  |
|---|--|--|--|